

第2章 組織運営

1 理事会・評議員会

【現状と課題】

理事会は、社協の重要な意思決定機関であり、経営組織として会長1名、副会長2名、常務理事1名を含む15名の理事で構成されています。理事は、学識経験者の他、町内会連合会や民生委員・児童委員協議会等の主要な組織・団体から推薦された者を評議員会で選任しており、事業執行の決定にそれぞれの立場から積極的に参画しています。評議員会は、社協の議決機関として、40名の評議員で構成されており、町内会連合会や民生委員・児童委員協議会等の主要な組織・団体から推薦された者を理事会で選任しており、地域の総意をもって包括的な地域福祉の推進に寄与しています。

このように理事会・評議員会は、社協が適切に事業運営できるよう、それぞれの役割に応じた機能を担っており、事務局も理事・評議員が意見を出しやすいよう工夫を図る必要があります。特に理事には定期的に役員研修の案内をする等取り組みをしていますが、限られた日程で実施するため、全員の参加は難しいのが現状です。また、社会福祉法人制度改革で経営組織の在り方についても変更が予定されています。

【今後の取り組み】

①理事・評議員が意見を出しやすい工夫

役員学習機会として定期的な研修案内は継続して実施しますが、欠席者にも資料配布する等情報提供に努めます。また、社協が実施する事業にも役員に参画いただき、実際の事業の実施状況を見てもらうことで、現状理解や意識の高揚を図っていきます。特に評議員会では質疑や意見が出にくい場合もあるため、経験のある評議員に率先して発言してもらう等、発言しやすい雰囲気づくりに取り組みます。

②社会福祉法人制度改革への対応

経営管理体制の強化で理事・評議員の役割はより重要なものとなります。そのため理事・評議員の権限の範囲や選任方法等について、規定の見直しが必要か検討し、必要に応じ、規定の改正や運用方法の変更等に取り組み、適正な経営組織を担保していくことができるようにしていきます。

※社会福祉法人制度改革： 社会福祉法等の一部を改正する法律。「経営組織のガバナンスの強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」「地域における公益的な取り組みを実施する責務」が制度改革の柱となっている

2 組織体制

【現状と課題】

ぷらん2011では、事務局に「法人運営部門」「地域福祉推進部門」「自立生活支援部門」の3部門の設置を検討するとしていましたが、組織改編することなく、「庶務係」「事業係」「ボランティアセンターみずほ」の3係で、この3部門の事業を網羅しています。また、組織横断的な「地域福祉推進グループ」を組織し、町内を6地区ごとに正規職員やグループリーダーを配置すると計画していましたが、実現はできませんでした。瑞穂町から受託している指定管理事業についても、現在受託している事業が恒久的に受託できる保証はなく、安定した組織体制維持に対する不確定要素となっています。

【今後の取り組み】

理想的な職員配置や組織体制の整備は、その時の財政状況や事業展開等、不確定な要因に左右されることがあります。ぷらん2011に引き続き組織体制の将来像（104ページ別表2「事務局組織体制（将来像）」）はもちながらも、制度改正に伴う新規事業の創出や事業廃止等、様々な状況を想定し、柔軟な発想で職員配置や職員採用を進めていくとともに、部署の枠を超えた組織横断的な連携体制も必要です。今後も理想的な組織体制の実現は難しいことも予測されますが、地域福祉コーディネーター等、地域福祉の推進に重要な役割を担う専門職の配置は、他の人的配置に優先して実施し、総合的・包括的支援を実現させていく必要があります。また、非常勤職員についても、その不安定な身分等から職種によっては人員確保が難しいこともあります。雇用条件だけでなく雇用形態も含めての検討も視野に入れ、組織体制を見直していくことも重要です。

※指定管理： これまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、営利企業、社会福祉法人・NPO法人・市民グループなどの法人、その他の団体に包括的に代行させることができる制度

3 開かれた組織運営と個人情報保護

【現状と課題】

社協の法人運営状況や各種事業の実施状況は社協の会員のみならず地域住民も大いに興味・関心をもっているところです。これまでも社協だよりやボランティア通信といった広報紙やホームページ等で情報提供をし、会員募集事業等を通して広報・啓発活動を行ってきました。しかし、まだまだ社協の活動内容が十分に地域住民や関係団体に浸透しているとは言えないのが実情です。また、社会福祉法人制度改革では、事業運営の透明性の向上のため、情報開示の拡充が盛り込まれています。このように「組織運営の見える化」を進める一方で、社協が扱う福祉サービスの利用者や相談者の個人情報、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律」の規定に基づき職員等から収集した情報、いわゆるマイナンバーに関する個人情報（以下、「特定個人情報」という。）の取扱いも大きな課題となっています。

【今後の取り組み】

①情報開示の拡充

法人運営状況、各種事業の実施状況、第5次瑞穂町地域福祉活動計画の内容や進捗状況等を随時、分かりやすい形で情報提供し、広報活動の充実を図ります。情報提供の手段については、これまでの広報紙やホームページに加え、瑞穂町ふれあいセンター内に情報提供コーナーを設置し、ホームページと同様に即時性のある情報を、誰にでも提供できるようにします。また、各事業の活動時や瑞穂町の行事参加時等様々な場面で、職員が積極的に情報提供や広報活動をしていきます。これらの活動により地域住民や関係団体に社協への理解を深めてもらうとともに、信頼される関係づくりを進めていきます。さらに、社会福祉法人制度改革で盛り込まれた情報開示の拡充に対応するため、社協の経営状況や役員報酬基準等を分かりやすく公表し、事業運営の透明性の向上に努めます。

②個人情報の保護

社協が個人情報保護対策を徹底するためには、個人情報保護規程の規定に基づき、適正な個人情報の取扱いや管理を徹底することが重要です。しかし、社協が扱う個人情報は紙に記載されたものだけでなく、電子データで保管されたものも数多くあります。社協は、それらを取り扱う職員が、重大な責務を負っているという自覚をもち、**情報モラル**の向上に努めるとともに、日々進化するICTについても十分な知識を得られるよう、個人情報保護に関する組織的な教育体制を構築していきます。また、新たに取り扱いが始まった特定個人情報についても必要な規程等を整備し、適正な管理や取扱いを徹底します。

※マイナンバー： 住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策等の分野で情報を管理し、複数の機関にある個人情報がある同一の情報であることを確認するために活用するもの

※情報モラル： 情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、身につけておくべき考え方や態度

※ICT： (Information and Communication Technology の略) 情報・通信に関する技術の総称。



理事会



評議員会